

金城大学学則

第一章 総則

(目的および使命)

第 1 条 金城大学（以下「本学」という。）は教育基本法および学校教育法の本質に則り、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を養い、文化の向上および社会の福祉に寄与する人材を育成することを目的とする。

(学部・学科の目的)

第 1 条 の 2 第 3 条に定める各学部・学科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、「明るく素直で誠意ある人間の育成」という基本理念及び「明日の福祉社会を先導する福祉のリーダー的存在の養成」という建学理念に基づき、次の各項に定める。

2 社会福祉学部社会福祉学科は、福祉に関する領域の専門性を高め、福祉、保育または幼児教育において高度化、多様化するニーズに対応できる知識・技術等を習得し、福祉・教育現場等において福祉の心を持ったエキスパートとして指導的役割を果たせるような人材養成を目的とする。

3 医療健康学部理学療法学科は、理学療法、心身の健康、医療に関する領域の専門性を高め、健康の維持・増進等も含む高度化、多様化する理学療法の業務に対応可能であり、医療・福祉関係職員との適切な連携がとれ、リハビリテーション現場において指導的役割を果たせるような人材養成を目的とする。

4 医療健康学部作業療法学科は、作業療法、心身の健康、医療に関する領域の専門性を高め、健康の維持・増進等も含む高度化、多様化する作業療法の業務に対応可能であり、医療・福祉関係職員との適切な連携がとれ、リハビリテーション現場において指導的役割を果たせるような人材養成を目的とする。

(自己点検・評価)

第 2 条 本学は前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行う。

2 前項の点検および評価に関する事項は、これを別に定める。

第二章 大学の組織

(学部および収容定員)

第 3 条 本学において設置する学部・学科および、その収容定員は次のとおりとする。

社会福祉学部	社会福祉学科					
社会福祉専攻	入学定員	140名	編入学定員	5名	収容定員	570名
こども専攻	入学定員	50名	編入学定員	5名	収容定員	210名
医療健康学部	理学療法学科					
	入学定員	65名			収容定員	260名
医療健康学部	作業療法学科					
	入学定員	35名			収容定員	140名

(短期大学部)

第 4 条 本学に金城大学短期大学部を併設する。

2 短期大学部の学則は、別に定める。

(図書館)

第 5 条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は別に定める。

(事務組織)

第 6 条 本学に、事務組織を置く。

2 事務組織について必要な事項は、別に定める。

第三章 教職員組織

(職員)

第 7 条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。

2 本学に副学長を置くことができる。

3 本学に客員教授及び非常勤講師を置くことができる。

4 本学に名誉教授を置くことができる。

(職員組織)

第 8 条 学部に学部長を置く。

2 図書館に図書館長を置く。

3 事務局に局長、部長および課長を置く。

第四章 教授会

(教授会)

第 9 条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第 10 条 教授会は、学長・教授・准教授・専任講師をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会に助教その他の職員を加えることができる。

(審議事項)

第 11 条 教授会においては、次の事項を審議する。

- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 学則、その他教育研究に関する規則の制定・改廃に関する事項
- (3) 学生の入学、退学、転学、留学、休学、除籍および賞罰に関する事項

- (4) 学生の厚生補導に関する事項
- (5) 学生の試験、単位認定および卒業に関する事項
- (6) 教員の人事に関する事項
- (7) その他、学長が必要と認めた事項

(その他)

第12条 その他教授会の運営に関し必要とする事項については別に定める。

第五章 学年、学期および休業日

(学年)

第13条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第14条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第15条 本学における休業日を次のとおり定める。

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

学園創立記念日 11月4日

2 春季・夏季・冬季の休業日については、各年度ごとに学長が定める。

3 第1項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け、または休業日を変更することができる。

(授業日時数)

第16条 授業日時数は、試験等の日時を含め、年間35週を下らないものとする。

第六章 修業年限および在学年限

(修業年限)

第17条 本学の修業年限は4年とする。

(在学年限)

第18条 学生は8年を超えて在学することはできない。

第七章 入学

(入学の時期)

第19条 入学の時期は原則として毎学年の始めとする。

(入学することのできる者)

第20条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学において実施する入学者選抜試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等教育卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格にしたものを含む。）
- (8) 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

（入学の出願）

第21条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

- 2 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については別に定める。

（入学試験）

第22条 入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（再入学）

第23条 本学に1年以上在学して退学した者が、再入学を希望するときは、欠員のある場合に限り選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

- 2 この場合、退学前に取得した単位の全部または一部をすでに取得したのものとして認めることがある。この認定は教授会の議を経て学長が行なう。
- 3 その他再入学に必要な手続きは別に定める。

（転入学）

第24条 他の大学に1年以上在学した者が、本学に転入学を希望するときは、欠員のある場合に限り選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

- 2 その他転入学に必要な手続きは別に定める。

（編入学）

第25条 本学の第3学年次に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学において実施する編入学者選抜試験に合格した者とする。

- (1) 大学および短期大学または高等専門学校を卒業した者
- (2) 大学に2年以上在学し、62単位以上を取得した者。
- (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者。

- 2 前項にかかわらず、こども専攻の編入学者は、入学前に保育士資格を取得していなければならない。
- 3 編入学者の修業年限は2年とし、在学年限は4年を超えることができない。
- 4 その他編入学に必要な手続きは別に定める。

（入学手続）

第26条 本学に入학을許可された者は、指定の期間内に入学金その他の学納金、および本学の指定する書類を提出しなければならない。

2 前項の手続きを怠った者には、入学許可を取り消すことがある。

(保証人)

第27条 本学に入학을許可された者は、所定の誓約書に保証人連署のうえ、本学の指定する期間内に提出しなければならない。

2 保証人は、入学者の父母または後見人であって学生の在学中の一切の事項について責任を負わなければならない。保証人が死去し、あるいはその資格を失った場合は、あらためて2週間以内に本条第1項の手続きを経なければならない。

第八章 教育課程および単位

(授業科目の区分)

第28条 授業科目は、基礎科目、主題科目、専門基本科目、専門展開科目、留学生科目、教職科目に分ける。

(教育課程)

第29条 本学において開設する授業科目およびその単位数は、別表1、別表1の2及び別表1の3のとおりとする。

2 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目および自由科目に分け、これを別に定めるところにより4年に配当して編成する。

3 授業科目の履修方法および単位の修得については別に定める。

(教職課程)

第30条 前条に定めるもののほか教職に関する科目を置く。

2 授業科目および単位数等は、別表2のとおりとする。

(単位の計算方法)

第31条 単位の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で本学の定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験・実習・および実技については、30時間から45時間の授業までの範囲をもって1単位とする。

(3) 前項の規定にかかわらず、卒業論文、事例研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第31条の2 授業は講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

- 4 第2項の授業により与えることができる単位数は、60単位を超えないものとする。

(単位の授与)

第32条 本学は、授業科目の履修を修了した者には、認定のうえ所定の単位を与える。

- 2 単位認定の方法は、試験、論文などの方法によるものとし、その方法については各授業科目の担当者がこれを定める。
- 3 試験に関する規定は別に定める。

(成績)

第33条 試験等の成績評価は、優、良、可、不可をもって表わし、可以上を合格とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第34条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
- 3 前2項の実施に関して必要な事項については別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第35条 本学は教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与える。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなした単位数を合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前2項の実施に関して必要な事項については別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第36条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。

- 2 本学は教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与える。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外については、第34条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項の実施に関して必要な事項については別に定める。

(副専攻)

第36条の2 本学は、特定課題に関する科目で構成する科目群（以下「副専攻」という。）を設定し、その学習成果を認定することができる。

- 2 副専攻に関し必要な事項は別に定める。

(資格)

第36条の3 教育職員免許状を取得しようとする者は、別に定める履修方法により、教職に関する科目および必要な授業科目の所定の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の免許状の種類は次のとおりとする。
中学校教諭一種免許状（社会）
高等学校教諭一種免許状（公民・福祉）
特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）
幼稚園教諭一種免許状
- 3 社会福祉士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、別に定める履修方法により、所定の授業科目の単位を修得しなければならない。
- 4 介護福祉士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、別に定める履修方法により、所定の授業科目の単位を修得しなければならない。
- 5 保育士資格を取得しようとする者は、別に定める履修方法により、所定の授業科目の単位を修得しなければならない。
- 6 理学療法士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、別に定める履修方法により、所定の授業科目の単位を修得しなければならない。
- 7 作業療法士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、別に定める履修方法により、所定の授業科目の単位を修得しなければならない。
- 8 第1項および前5項以外の資格およびその履修方法については、別に定める。

第九章 休学、転学、留学および退学

（休学）

第37条 疾病その他やむを得ない事情により3カ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

（休学の期間）

第38条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし特別の事由があると認められた者にあつては、引続きさらに1年まで延長することができる。

- 2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 3 休学の期間は在学年数に通算しない。

（復学）

第39条 休学期間満了のとき、または休学期間であってもその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

（転学）

第40条 他の大学への入学または転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

（留学）

第41条 外国の大学または短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第17条に定める修業年限に含めることができる。

(転学部等)

第41条の2 他の学部へ転学部、他学科への転学科及び他専攻への転専攻を志願する者があるとき、選考の上、学長は許可することができる。

2 転学部、転学科、転専攻について必要な事項は別に定める。

(退学)

第42条 退学しようとする者は、所定の様式による退学願を学生証とともに提出し、許可を受けなければならない。

(除籍)

第43条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第18条に規定する在学年限を越えた者
- (2) 第38条第2項に定める休学期間を超えて、なお復学できないとき
- (3) 第55条に規定する授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡または長期間にわたり行方不明の者

第十章 卒業および学位授与

(卒業)

第44条 本学に4年以上(3年次編入者は2年以上)在学し、所定の単位を修得した者には、卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第45条 本学を卒業した者には、次の学位を授与する。

社会福祉学部	学士(社会福祉学)
医療健康学部理学療法学科	学士(理学療法学)
医療健康学部作業療法学科	学士(作業療法学)

第十一章 賞罰

(表彰)

第46条 学生として表彰に価する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(罰則)

第47条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒は退学、停学および訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行なう。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由なく出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第十二章 厚生補導および厚生施設

(厚生補導)

第48条 本学は、学生の福利厚生並びに学生生活全般の指導の適切かつ円滑な実施を行うものとする。

2 前項の厚生補導の運営等に関する規則は別に定める。

(保健管理)

第49条 本学に保健室を置き、学生の保健管理を行う。

(学生寮)

第50条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関し必要な事項は別に定める。

第十三章 研究生、科目等履修生および外国人留学生

(研究生)

第51条 大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者で、特定事項について本学において研究することを志願する者があるときは、授業および研究に妨げのない限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、研究上必要があると認める場合には、在学期間を更新することができる。

3 研究生に関して必要な事項は別に定める。

(科目等履修生)

第52条 本学において開設する授業科目のうち、1科目または数科目を選んで履修を希望するものがあるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて選考のうえ科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生が履修した授業科目について、試験その他の方法により合格と認定された者には所定の単位を授与する。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第53条 外国人で、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に正規学生・科目等履修生・研究生として入学を志願する者は選考のうえ入学を許可する。

2 前項の規定により入学を許可された者のうち、正規学生に対しては、第28条に定めるもののほか、日本語科目および日本事情に関する科目を置き、これらに関する科目を開設することがある。

3 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

(海外帰国子女)

第54条 海外帰国子女に関する入学については前条に準じて取り扱うことができる。

第十四章 学費

(学費)

第55条 入学検定料、入学金、授業料等は、次のとおりとする。

社会福祉学部

入学検定料	30,000円
入学金	270,000円
授業料	650,000円（年額）
教育充実費	290,000円（年額）

医療健康学部

入学検定料	30,000円
入学金	270,000円
授業料	960,000円（年額）
教育充実費	290,000円（年額）

2 前項にかかわらず、大学入試センター試験を利用する入学試験の入学検定料は、次のとおりとする。

16,000円

（授業料等の納付）

第56条 授業料および教育充実費は、2期に分けて指定する期日までに納入しなければならない。

（納入期限延期等）

第57条 やむを得ない理由のため授業料等の納付が困難となった者については、願い出により納付期限を延期し、また分納を許可することがある。

（退学等の場合の授業料）

第58条 学期の途中で退学もしくは除籍された者、または停学中の者は当該期の授業料全額を納入しなければならない。

（休学の場合の授業料）

第59条 休学した者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料および教育充実費を免除することがある。

2 休学期間の延長を認められた者の学費およびその納入については別に定める。

（その他の費用）

第60条 実験実習費並びに免許および諸資格の取得に必要な費用は別に徴収する。

2 前項に規定する納入金の種類、納入に必要な手続等については別に定める。

（授業料等納入金の不還付）

第61条 既納の授業料等の納入金は理由の如何を問わず還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、入学を許可された者が所定の手続により、所定の期間内に入学辞退を申し出た場合、既納の授業料を返還する。

第十五章 公開講座、大学の社会開放および国際交流

（公開講座等）

第62条 本学は、地域住民の文化と生活の向上並びに生涯学習の要望に応えるため、公開講座等、必要な事業を行うことができる。

2 前項の事業に関して必要な事項は、別に定める。

(大学の社会開放)

第63条 本学は、学生の修学を妨げない範囲で、本学の有する諸施設および教育研究機能を地域住民の利用に供することができる。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(国際交流)

第64条 本学は、教育研究上必要と認めた場合には、外国の大学および研究機関等との教育研究上の交流に関する協定を締結し、又は交流事業を行うことができる。

2 前項に場合において必要な事項は、別に定める。

第十六章 雑則

(補則)

第65条 この学則に特別の定めがあるものを除くほか、この学則の実施の手続きその他、その執行について必要な細則は別に定める。

附 則

この学則は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成15年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改正後の金城大学学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、教授会の議を経て学長が別に定めるものとする。

附 則

この学則は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改正後の金城大学学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、教授会の議を経て学長が別に定めるものとする。

附 則

1 この学則は平成19年4月1日から施行する。

2 第3条に規定する学生定員のうち、社会福祉学科の編入学定員は、平成20年度までの間は次のとおりとする。

平成19年度

平成20年度

社会福祉学科

10人

10人

3 第3条の規定は、平成19年度入学者から適用し、平成18年度以前に入学した者（平成19年度および20年度の編入学を含む）については、なお従前の例による。第3条の規定にかかわらず、平成19年度から平成21年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

平成19年度

平成20年度

平成21年度

社会福祉専攻

160人

320人

485人

こども専攻

50人

100人

155人

社会福祉学科

640人

420人

210人

4 平成18年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改正後

の金城大学学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 5 この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、教授会の議を経て学長が別に定めるものとする。

附 則

この学則は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成20年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改正後の金城大学学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、教授会の議を経て学長が別に定めるものとする。

附 則

この学則は平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成21年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改正後の金城大学学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、教授会の議を経て学長が別に定めるものとする。

附 則

この学則は平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成22年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改正後の金城大学学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、教授会の議を経て学長が別に定めるものとする。

附 則

この学則は平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成23年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改正後の金城大学学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、教授会の議を経て学長が別に定めるものとする。

附 則

この学則は平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定は、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前に入学した者（平成24年度および25年度の編入学を含む）については、なお従前の例による。第3条の規定にかかわらず、平成25年度から平成27年度までの間の収容定員は次のとおりとする。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
社会福祉専攻	630人	610人	590人
こども専攻	210人	210人	210人
理学療法学科	305人	290人	275人
作業療法学科	35人	70人	105人

- 3 平成24年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、この規則による改正後の金城大学学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 この規則による改正後の授業科目と改正前の授業科目との読替については、教授会の議を経て学長が別に定めるものとする。

別表 1 (社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻)

	科目名	単位数		
		必修	選択	自由
基礎科目	スポーツ	1		
	スポーツ理論	2		
	レクリエーション活動		1	
	レクリエーション活動		1	
	英語	1		
	英語	1		
	英語	1		
	英語	1		
	言葉と文化(英語)		1	
	言葉と文化(英語)		1	
	言葉と文化(中国語)		1	
	言葉と文化(中国語)		1	
	言葉と文化(英語)		1	
	言葉と文化(英語)		1	
	言葉と文化(中国語)		1	
	言葉と文化(中国語)		1	
	学習方法演習	1		
	基礎演習	1		
	基礎演習	1		
	情報処理演習		1	
情報処理演習		1		
主要科目	ボランティア入門	2		
	ボランティア活動		1	
	ボランティア活動		1	
	健康科学		2	
	生命科学		2	
	化学		2	
	美術		1	
	音楽		1	
	日本文学		2	
	日本文学		2	
	日本語表現		2	
	文書処理演習		1	
	哲学		2	
	宗教学		2	
	日本史		2	
	日本史		2	
	東洋史		2	
	西洋史		2	
	自然地理		2	
	人文地理		2	
	地誌		2	
	法学(憲法)		2	
	法学		2	
	政治学		2	
	経済学		2	
	経済学		2	
統計学		2		
教養ゼミ		1		
教養ゼミ		1		

別表 1 (社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻)

	科目名	単位数		
		必修	選択	自由
専 門 基 本 科 目	社会福祉概論	2		
	社会福祉概論	2		
	高齢者福祉論	2		
	障害者福祉論	2		
	介護福祉論	2		
	社会保障論	2		
	社会保障論	2		
	児童・家庭福祉論		2	
	社会福祉史		2	
	介護福祉論		2	
	心理学		4	
	社会学		2	
	公的扶助論		2	
	地域福祉論		2	
	地域福祉論		2	
	社会福祉施設経営論		2	
	社会調査		2	
	福祉行財政と福祉計画		2	
	医療福祉論		2	
	就労支援		1	
権利擁護と成年後見		2		
更生保護		1		
専 門 展 開 科 目	ソーシャルワーク論		2	
	ソーシャルワーク論		2	
	ソーシャルワーク論		2	
	ソーシャルワーク論		2	
	ソーシャルワーク論		2	
	ソーシャルワーク論		2	
	ソーシャルワーク演習		1	
	ソーシャルワーク演習		1	
	ソーシャルワーク演習		1	
	ソーシャルワーク演習		1	
	ソーシャルワーク演習		1	
	発達心理学		2	
	発達心理学		2	
	高齢者の心理		2	
	障害者の心理		2	
	知的障害者の心理		1	
	肢体不自由者の心理		2	
	病弱者の心理		1	
	臨床心理学		2	
	臨床心理学		2	
	人格心理学		2	
	カウンセリング		2	
	カウンセリング		2	
	精神保健		2	
	社会心理学		2	
	医学一般		2	
	生活とこころとからだ		2	
	健康論		2	
	健康論		2	
	リハビリテーション論		2	
	生活リハビリテーション		2	
	知的障害者の生理・病理		1	
	肢体不自由者の生理・病理		2	
	病弱者の生理・病理		1	
公衆衛生学		2		
生理学		2		
母子保健		2		
認知症		2		
認知症		2		
医療的ケア		2		
医療的ケア		4		

別表 1 (社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻)

	科目名	単位数			
		必修	選択	自由	
専 門	知的障害者教育論		2		
	肢体不自由者教育論		2		
	病弱者教育論		2		
	視覚障害者教育論		1		
	聴覚障害者教育論		1		
	重複障害者教育論		1		
	LD等教育論		2		
	障害児教育論		2		
	障害児教育論		2		
	障害児保育		2		
	社会教育		2		
	ジェンダー		2		
	人間の尊厳と自立		2		
	人間関係とコミュニケーション		2		
	家事支援論		2		
	介護マネジメント論		2		
	生活支援		2		
	生活支援技術		2		
	生活支援技術		2		
	生活支援技術		1		
	生活支援技術		2		
	アクティビティ援助論		2		
	アクティビティ援助演習		1		
	アクティビティ援助特別演習		1		
	展 開	手話		1	
		点字		1	
視覚障害者情報処理論			2		
介護過程			2		
介護過程演習			1		
介護過程演習			1		
介護過程演習			2		
介護総合演習			1		
介護総合演習			1		
介護総合演習			1		
科 目	介護実習		2		
	介護実習		3		
	介護実習		4		
	介護実習		1		
	社会保障法		2		
	社会保障法		2		
	社会福祉関係法		2		
	産業福祉論		2		
	国際福祉政策		2		
	国際福祉論		2		
ソーシャルワーク実習指導		1			
ソーシャルワーク実習指導		1			
ソーシャルワーク実習指導		1			
ソーシャルワーク実習		1			
ソーシャルワーク実習		3			
簿記会計		2			
簿記会計		2			
メディカルサービススタッフ		2			
医療スタッフと医療事務		2			
医療事務演習		1			
介護保険請求事務		1			
医療・福祉サービス接遇		2			
医療・福祉サービス接遇		2			
医事コンピュータ		1			
医療・福祉マネジメント		2			

別表 1 (社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻)

	科目名	単位数		
		必修	選択	自由
専門展開科目	福祉ビジネス論		2	
	福祉産業のマーケティング戦略		2	
	経営学概論		2	
	経営管理論		2	
	経営戦略論		2	
	マーケティング論		2	
	インターンシップ		3	
	ケアフィッター特論		2	
	園芸論		2	
	園芸療法論		2	
	園芸療法実習		2	
	ガーデニング		2	
	基礎ゼミ	1		
	基礎ゼミ	1		
	卒業研究ゼミ	1		
卒業研究ゼミ	1			
留学生科目	卒業論文		4	
	事例研究		4	
	日本語		2	
	日本語		2	
	日本語		2	
卒業要件	言葉と文化(日本語)		1	
	言葉と文化(日本語)		1	
卒業要件				
基礎・主題科目 30単位以上				
専門基本科目 26単位以上				
専門展開科目 58単位以上				
(卒業論文・事例研究4単位以上)				
合計 132単位以上				
留学生は、留学生科目の単位を、基礎科目の外国語系科目の単位に代えることができる				

別表 1の2 (社会福祉学部社会福祉学科こども専攻)

	科目名	単位数		
		必修	選択	自由
基 礎 科 目	スポーツ	1		
	スポーツ理論	2		
	レクリエーション活動		1	
	レクリエーション活動		1	
	英語	1		
	英語	1		
	英語	1		
	英語	1		
	言葉と文化(英語)		1	
	言葉と文化(英語)		1	
	言葉と文化(中国語)		1	
	言葉と文化(中国語)		1	
	言葉と文化(英語)		1	
	言葉と文化(英語)		1	
	言葉と文化(中国語)		1	
	言葉と文化(中国語)		1	
	学習方法演習	1		
	基礎演習	1		
	基礎演習	1		
	情報処理演習		1	
情報処理演習		1		
主 題 科 目	ボランティア入門	2		
	ボランティア活動		1	
	ボランティア活動		1	
	健康科学		2	
	生命科学		2	
	化学		2	
	美術		1	
	日本文学		2	
	日本文学		2	
	自然地理		2	
	地誌		2	
	日本史		2	
	日本史		2	
	日本語表現		2	
	文書処理演習		1	
	哲学		2	
	宗教学		2	
	東洋史		2	
	西洋史		2	
	人文地理		2	
	器楽		1	
	器楽		1	
	器楽		1	
	器楽		1	
	音楽		1	
	図画工作		1	
	図画工作		1	
	幼児体育		1	
	幼児体育		1	
子どもと文化		1		
子どもと生活		2		
法学(憲法)		2		
法学		2		
政治学		2		

別表 1の2 (社会福祉学部社会福祉学科こども専攻)

	科目名	単位数		
		必修	選択	自由
主 題 科 目	経済学		2	
	経済学		2	
	統計学		2	
	教養ゼミ		1	
	教養ゼミ		1	
専 門 基 本 科 目	社会福祉概論	2		
	社会福祉概論	2		
	高齢者福祉論	2		
	障害者福祉論	2		
	児童・家庭福祉論	2		
	介護福祉論	2		
	社会福祉史		2	
	介護福祉論		2	
	心理学		4	
	社会学		2	
	社会保障論		2	
	社会保障論		2	
	公的扶助論		2	
	地域福祉論		2	
	地域福祉論		2	
	社会福祉施設経営論		2	
	社会調査		2	
	福祉行財政と福祉計画		2	
	医療福祉論		2	
	就労支援		1	
	権利擁護と成年後見		2	
	更生保護		1	
	ソーシャルワーク論		2	
	ソーシャルワーク論		2	
	ソーシャルワーク論		2	
	ソーシャルワーク論		2	
	ソーシャルワーク論		2	
	ソーシャルワーク論		2	
	ソーシャルワーク演習		1	
	ソーシャルワーク演習		1	
	ソーシャルワーク演習		1	
	ソーシャルワーク演習		1	
	ソーシャルワーク演習		1	
相談援助		1		
家庭支援論		2		

別表 1の2 (社会福祉学部社会福祉学科こども専攻)

	科目名	単位数		
		必修	選択	自由
専門 展 開 科 目	保育者論		2	
	幼児教育者論		2	
	幼児教育原理	2		
	保育内容総論	1		
	保育課程論		2	
	保育方法論		2	
	保育原理	2		
	保育原理		2	
	社会的養護	2		
	社会的養護内容		1	
	発達心理学		2	
	発達心理学		2	
	保育の心理学		1	
	幼児教育心理学		2	
	知的障害者の心理		1	
	肢体不自由者の心理		2	
	病弱者の心理		1	
	臨床心理学		2	
	臨床心理学		2	
	人格心理学		2	
	カウンセリング		2	
	カウンセリング		2	
	幼児理解と教育相談		2	
	保育相談支援		1	
	社会心理学		2	
	医学一般		2	
	リハビリテーション論		2	
	知的障害者の生理・病理		1	
	肢体不自由者の生理・病理		2	
	病弱者の生理・病理		1	
	公衆衛生学		2	
	生理学		2	
	母子保健		2	
	子どもの保健		2	
	子どもの保健		1	
	知的障害者教育論		2	
	肢体不自由者教育論		2	
	病弱者教育論		2	
	視覚障害者教育論		1	
	聴覚障害者教育論		1	
	重複障害者教育論		1	
	L D等教育論		2	
	障害児教育論I		2	
	障害児教育論II		2	
	障害児保育		2	
	障害児保育演習		1	
	障害児保育演習		1	
生活支援技術		2		
手話		1		
点字		1		
保育内容(健康の指導)		1		
保育内容(健康の指導)		1		
保育内容(言葉の指導)		1		
保育内容(言葉の指導)		1		
保育内容(人間関係の指導)		1		
保育内容(人間関係の指導)		1		

別表 1の2 (社会福祉学部社会福祉学科こども専攻)

	科目名	単位数		
		必修	選択	自由
専 門 展 開 科 目	保育内容(環境の指導)		1	
	保育内容(音楽表現の指導)		1	
	保育内容(音楽表現の指導)		1	
	保育内容(美術表現の指導)		1	
	保育内容(美術表現の指導)		1	
	子どもの食と栄養		1	
	子どもの食と栄養		1	
	乳児保育		1	
	乳児保育		1	
	保育実習指導 - A		1	
	保育実習指導 - B		1	
	保育実習 - A		2	
	保育実習 - B		2	
	保育実習指導		1	
	保育実習指導		1	
	保育実習		2	
	保育実習		2	
	ソーシャルワーク実習指導		1	
	ソーシャルワーク実習指導		1	
	ソーシャルワーク実習指導		1	
	ソーシャルワーク実習		1	
	ソーシャルワーク実習		3	
	幼児教育実習指導		1	
	幼児教育実習		2	
	幼児教育実習		2	
	早期現場体験指導		1	
	早期現場体験		1	
	教育関係法規		2	
	教育情報機器演習		2	
	保育・教職実践演習(幼稚園)		2	
	産業福祉論		2	
	社会教育		2	
	ジェンダー		2	
	国際福祉論		2	
	国際福祉政策		2	
	基礎ゼミ		1	
	基礎ゼミ		1	
	卒業研究ゼミ		1	
	卒業研究ゼミ		1	
	卒業論文			4
事例研究			4	
留 学 生 科 目	日本語		2	
	日本語		2	
	日本語		2	
	言葉と文化(日本語)		1	
	言葉と文化(日本語)		1	
卒業要件				
基礎・主題科目	30単位以上			
専門基本科目	26単位以上			
専門展開科目	58単位以上			
(卒業論文・事例研究4単位以上)				
合計	132単位以上			
留学生は、留学生科目の単位を、基礎科目の外国語系科目の単位に代えることができる				

別表 1の3 (医療健康学部理学療法学科)

	科目名	単位数		
		必修	選択	自由
基礎科目	スポーツ	1		
	スポーツ理論	2		
	レクリエーション活動		1	
	レクリエーション活動		1	
	英語	1		
	英語	1		
	英語	1		
	英語	1		
	言葉と文化(英語)		1	
	言葉と文化(英語)		1	
	言葉と文化(中国語)		1	
	言葉と文化(中国語)		1	
	医学英語		1	
	情報処理演習	1		
	情報処理演習		1	
	基礎演習	1		
	基礎演習	1		
	主要科目	ボランティア入門	2	
ボランティア活動			1	
ボランティア活動			1	
統計学			1	
自然科学(生物系)			2	
自然科学(物理系)			2	
自然科学(数学系)			2	
自然科学(化学系)			2	
自然科学概論			2	
環境論			2	
自然地理			2	
社会学			2	
ソーシャルワーク論			2	
ソーシャルワーク論			2	
介護福祉論			2	
介護福祉論			2	
高齢者福祉論			2	
障害者福祉論			2	
法学(憲法)			2	
法学			2	
医療関係法			2	
美術			2	
日本文学			2	
日本文学			2	
日本史		2		
日本史		2		
東洋史		2		

別表 1の3 (医療健康学部理学療法学科)

	科目名	単位数		
		必修	選択	自由
専 門 基 本 科 目	解剖学	2		
	解剖学	1		
	解剖学	1		
	解剖学		1	
	解剖学実習	1		
	生理学	1		
	生理学	1		
	生理学実習	1		
	運動学	1		
	運動学	1		
	運動学実習	1		
	人間発達学	1		
	病理学	1		
	臨床心理学	1		
	臨床心理学	1		
	心理学		4	
	カウンセリング演習		1	
	高齢者の心理		2	
	障害者の心理		2	
	精神医学	2		
	医学概論	1		
	健康科学	1		
	生命と医療の倫理	1		
	内科学	1		
	内科学	1		
	整形外科学	1		
	整形外科学	1		
	神経内科学	1		
	神経内科学	1		
	小児科学	1		
	老年学	1		
	安全管理	1		
	感染防御	1		
公衆衛生学	2			
リハビリテーション医学	1			
リハビリテーション概論	1			
社会福祉概論		2		
社会福祉概論		2		
ケアマネジメント		2		

別表 1の3 (医療健康学部理学療法学科)

	科目名	単位数		
		必修	選択	自由
	理学療法学概論	2		
	基礎理学療法治療学	1		
	理学療法研究法	1		
	病態運動学	2		
	理学療法評価概論	1		
	検査・測定論	1		
	検査・測定論	1		
	検査・測定実習	1		
	検査・測定実習	1		
	運動療法学	2		
	運動療法学	2		
	運動療法学	2		
	運動療法学実習	1		
	物理療法	1		
	物理療法	1		
	物理療法実習	1		
	義肢装具学	2		
	義肢装具実習	1		
	日常生活活動学	2		
	日常生活活動実習	1		
	疾患別理学療法学 (神経系)	1		
	疾患別理学療法学 (骨・関節系)	1		
	疾患別理学療法学 (内部障害系)	1		
	スポーツリハビリテーション		1	
	疾患別理学療法学実習 (神経系)	1		
	疾患別理学療法学実習 (骨・関節系)	1		
	疾患別理学療法学実習 (内部障害系)	1		
	地域リハビリテーション	2		
	生活環境学	1		
	リハビリテーション関連機器	1		
	地域福祉論		2	
	地域福祉論		2	
	臨床評価実習	4		
	臨床実習	8		
	臨床実習	8		
	見学実習	1		
	基礎ゼミ	1		
	基礎ゼミ		1	
	卒業研究ゼミ	1		
	卒業研究ゼミ	1		
	卒業論文	3		
	総合学習	1		
	卒業要件			
	基礎・主題科目	26単位以上		
	専門基本科目	36単位以上		
	専門展開科目	65単位以上		
	合計	132単位以上		

別表 1の4 (医療健康学部作業療法学科)

	科目名	単位数		
		必修	選択	自由
基礎科目	スポーツ	1		
	スポーツ理論	2		
	レクリエーション活動		1	
	レクリエーション活動		1	
	英語	1		
	英語	1		
	英語	1		
	英語	1		
	言葉と文化(英語)		1	
	言葉と文化(英語)		1	
	言葉と文化(中国語)		1	
	言葉と文化(中国語)		1	
	医学英語		1	
	情報処理演習	1		
	情報処理演習		1	
	基礎演習	1		
	基礎演習	1		
	主要科目	ボランティア入門	2	
ボランティア活動			1	
ボランティア活動			1	
統計学			1	
自然科学 (生物系)			2	
自然科学 (物理系)			2	
自然科学 (数学系)			2	
自然科学 (化学系)			2	
自然科学概論			2	
環境論			2	
自然地理			2	
社会学			2	
ソーシャルワーク論			2	
ソーシャルワーク論			2	
介護福祉論			2	
介護福祉論			2	
高齢者福祉論			2	
障害者福祉論			2	
法学(憲法)			2	
法学			2	
医療関係法			2	
美術			2	
日本文学			2	
日本文学		2		
日本史		2		
日本史		2		
東洋史		2		

別表 1の4 (医療健康学部作業療法学科)

	科目名	単位数		
		必修	選択	自由
	解剖学	2		
	解剖学	1		
	解剖学	1		
	解剖学		1	
	解剖学実習	1		
	生理学	1		
	生理学	1		
	生理学実習	1		
	運動学	1		
	運動学	1		
	運動学実習	1		
	人間発達学	1		
	病理学	1		
	臨床心理学	1		
	臨床心理学	1		
	心理学		4	
	カウンセリング演習		1	
	高齢者の心理		2	
	障害者の心理		2	
	精神医学	2		
	医学概論	1		
	健康科学	1		
	生命と医療の倫理	1		
	内科学	1		
	内科学	1		
	整形外科学	1		
	整形外科学	1		
	神経内科学	1		
	神経内科学	1		
	小児科学	1		
	老年学	1		
	安全管理	1		
	感染防御	1		
	公衆衛生学		2	
	リハビリテーション医学	1		
	リハビリテーション概論	1		
	社会福祉概論		2	
	社会福祉概論		2	
	ケアマネジメント		2	

別表 1の4 (医療健康学部作業療法学科)

	科目名	単位数		
		必修	選択	自由
	作業療法学概論	2		
	基礎作業療法学	1		
	作業療法教育管理学	2		
	作業療法研究法	1		
	病態運動学		2	
	作業療法評価概論	1		
	検査・測定論	1		
	検査・測定論	1		
	検査・測定実習	1		
	検査・測定実習	1		
	作業療法治療学 (身体)	2		
	作業療法治療学 (中枢1)	2		
	作業療法治療学 (中枢2)	2		
	作業療法治療学 (精神障害)	2		
	作業療法治療学 (内部障害)	1		
	作業療法治療学 (老年期)	1		
	作業療法治療学 (高次脳機能)	1		
	作業療法治療学 (発達障害)	1		
	作業療法治療学 (職業前)	1		
専	作業療法治療学実習 (身体)	1		
門	作業療法治療学実習 (中枢1)	1		
	作業療法治療学実習 (中枢2)	1		
展	作業療法治療学実習 (精神障害)	1		
	義肢装具学	2		
開	義肢装具実習	1		
	日常生活活動学	2		
科	日常生活活動実習	1		
	スポーツリハビリテーション		1	
目	作業学 (木工・陶芸等)		1	
	作業学 (革細工・籐細工等)		1	
	地域リハビリテーション	2		
	生活環境学	1		
	リハビリテーション関連機器	1		
	地域福祉論		2	
	地域福祉論		2	
	臨床評価実習	4		
	臨床実習	8		
	臨床実習	8		
	見学実習	1		
	基礎実習	4		
	客観的臨床能力評価	1		
	基礎ゼミ	1		
	基礎ゼミ		1	
	卒業研究ゼミ	1		
	卒業研究ゼミ	1		
	卒業論文	3		
	総合学習	1		
	卒業要件			
基礎・主題科目	26単位以上			
専門基本科目	34単位以上			
専門展開科目	71単位以上			
合計	132単位以上			

別表 2 (教職課程)

	科目名	単位数		
		必修	選択	自由
教 職 科 目	教職入門			2
	教育概論			2
	教育概論			2
	教育心理学			2
	教育関係法規			2
	社会科教育法			2
	社会科教育法			2
	社会科・公民科教育法			2
	社会科・公民科教育法			2
	福祉科教育法			2
	福祉科教育法			2
	道德教育の研究			2
	特別活動の研究			2
	教育方法論			2
	教育情報機器演習			2
	生徒・進路指導の研究			2
	教育相談の研究			2
	教職実践演習(中・高)			2
	教育実習指導			1
	教育実習			2
教育実習			2	
障害児教育実習指導			1	
障害児教育実習			2	

金城大学教授会規程

(目的)

- 第1条 この規程は、金城大学学則第12条に基づき、金城大学教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営について定める。
- 2 学部別の教授会は当分の間設置しないものとする。ただし、各学部に学部連絡会議を置く。
- 3 前項の学部連絡会議の組織及び運営については別に定める。

(構成)

- 第2条 教授会は、学長、副学長、専任の教授、准教授及び講師をもって構成する。ただし、助教及び助手は講師に準ずる。
- 2 理事長・副理事長・法人本部長・事務局長は、教授会に出席し発言することができる。
- 3 学長は、必要に応じ、教授会の議を経て、学園の専任職員を出席させること、または、構成員に加えることができる。

(招集)

- 第3条 教授会は、学長が招集する。

(議長)

- 第4条 教授会の議長は学長がこれにあたる。ただし、必要あるときは、学長の指名する教職員がこれを代行することができる。

(議案)

- 第5条 教授会の議案は、予め構成員に通知することを原則とする。

(開催)

- 第6条 教授会は、原則として定期的に毎月1回開くものとする。
- 2 学長が認めた場合は、臨時に教授会を開くことができる。
- 3 学長は、構成員の3分の1以上の要請があったときは、速やかに教授会を招集しなければならない。

(教授会の成立要件)

- 第7条 教授会は構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、休職・海外出張及び6ヶ月以上にわたる長期欠勤中の者は員数の計算に加えない。

(教授会の審議事項)

第8条 教授会は次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 授業、研究及び指導に関する事項
- (3) 学則その他教育・研究に関する規則の制定及び改廃に関する事項
- (4) 学生の入学、退学、休学、復学、転学、編入学及び科目等履修生に関する事項
- (5) 学生の構成補導、賞罰に関する事項
- (6) 大学行事・学生生活・学生活動に関する事項
- (7) 学生の試験、単位認定及び卒業認定に関する事項
- (8) 教授、准教授、講師、助教、助手の教員人事に関する事項
- (9) 学長の候補者に関する事項
- (10) 学長及び学部長から諮問された事項
- (11) その他学長が、教育、研究及び運営に関し、必要と認めた事項

(教授会の議決要件)

第9条 議事は出席者の過半数によって決する。ただし、特に重要と認めた事項に関しては出席者の3分の2以上の同意を得て決議する。

(議事録の作成・保管)

第10条 教授会の議事は議事録に記載され、記載は議長の指示したものがこれを行なう。

2 議事録の保管は事務局がこれを行なう。会議に欠席したものは、この議事録の閲覧により議事の内容を了知しなければならない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学運営委員会及び教授会の議を経た後、理事会の承認を経て、学長がこれを行なう。

附 則

この規程は平成12年4月1日より施行する。

附 則

この規程は平成19年4月1日より施行する。